

祝祭テラス 出店者募集要項

1. 実施の目的

祝祭の広場の利活用を推進するため、民間事業者に長期的に使用してもらい、民間活力導入の効果、可能性について検証することを目的とします。

2. 店舗概要

- (1) 所在地 : 大分市府内町一丁目 1-1
- (2) 募集区画数 : 2 区画
- (3) 1 区画の面積 : 約 12 m² (約 3.5 坪)

【注意事項】

※出店者用の専用駐車場はありません。

※基本的にお一人 (1 団体) 1 区画。2 区画の一括利用を希望される方は、要相談となります。

※事前に現地見学を希望される方は、予約制とさせていただきますので、必ず大分まちなか倶楽部までご連絡ください。

3. 出店期間

原則として利用開始日より 1 週間～1 ヶ月間 (準備期間及び撤去期間を含む)

4. 営業時間

基本 : 8 : 00～22 : 00

上記の基本時間帯内にて 6 時間以上であれば、営業時間は出店者が任意に設定することができますが、あらかじめ当社と協議することとします。

5. 募集業種

飲食・物品販売・サービス業

6. 応募条件

- (1) 出店期間の売上・来客数等の営業情報の提供、並びに当社が依頼するご利用アンケートにお答えいただける方。
- (2) 原則として週 5 日かつ、1 日あたり 6 時間以上の営業ができる方。
- (3) 賠償責任保険、PL 保険の加入をしている方。

- (4) 事業運営に必要な許認可等を取得している方。(開業時までには取得でも可)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二項に定める暴力団、及び第三項に定める指定暴力団もしくはその構成員および準構成員の方に該当しないこと。
- (6) 動物など生き物を扱わないこと。
- (7) 火気、煙、特殊な臭いがするなど、危険物を扱わないこと。
- (8) 公序良俗に反しないこと。
- (9) 保健所が許可した場所で調理されていない食品の取扱いを行わないこと。
- (10) 政治性又は宗教性のある事業でないこと。
- (11) 特定の主義又は主張を行う事業又はそのおそれがある事業でないこと。
- (12) 他の出店者やイベントと連携できること。
- (13) 各種、関係法令等に違反しないこと。
- (14) その他、当社が認めるもの。

7. 費用

- (1) 出店料は2区画共、1日当たり平日3,000円、土日祝5,000円とします。
(消費税・水道光熱費含む)
- (2) 商品陳列ケースや棚等の備品購入費及び陳列什器・備品の持ち込みに係る費用は出店者の負担とします。
- (3) 搬入、搬出及び店舗内で係る費用は、すべて出店者の負担とします。
- (4) その他費用負担区分が不明確なものは、出店者と当社の協議により決定することとします。

8. 飲食店向け出店規約

(1) 応募資格

食品衛生法を遵守し、食品衛生に十分に注意し、保健所へ営業上必要となる申請(営業許可、実演販売営業許可等)を行える方、また行っている方。(別途費用要)
食品衛生責任者等の有資格者を常駐させることが出来る方。

(2) 注意事項

調理に必要な設備、ゴミ箱、消火器(火器を使用する場合は必須です)等、出店に必要な資材は、各出店者様にてご用意ください。

出店者の原因で起きた事故については、当社は一切の責任を負いません。

営業中は、必ず保健所の営業許可証を店舗内に掲示してください。

(3) 新型コロナウイルス感染症予防対策について

消毒液を設置し、購入者が飲食物を手にする前に、手指消毒を行うよう注意喚起を促してください。

店舗前に並ぶ際は他の方との距離（できるだけ2 m以上）を確保するように注意喚起を行ってください（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。

飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供してください。スタッフには体調管理を徹底させ、マスクの着用と手洗い(アルコールによる手指の消毒)うがいを徹底してください。

(4) その他

地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病・気候(降雨、高温、寒冷、強風)等の、単一的または複合的な理由で、営業縮小・中止した場合、それによって生じた損害などについては補償しません。

指定された場所以外の専有を禁止します。

通行人や来場者、他出店者、周辺住民に対し、不快・迷惑を与えるような行為を禁止します。

※ 該当行為があった場合、当社判断により即退店いただきます。

9. 遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 営業時間を遵守すること。なお、音出し可能時間は9：00～21：00とします。
- (2) 店舗営業時間内に、準備及びごみ等の後始末をすること。またコンテナハウス周辺の清掃を行うこと。
- (3) コンテナハウスの設備又は貸与を受けた用具等を、故意又は重大な過失により破損もしくは紛失した場合は、直ちにその旨を当社に届け出て、その指示を受けたいうで、弁償すること。
- (4) 出店品の搬入、搬出ならびに出店準備は出店者において行うこと。
- (5) 出店品の搬入、搬出を含む出店期間中において、災害、事故および盗難等による出店品の破損、紛失等トラブルについては、当社はその責を一切負いません。
- (6) 定められた必要書類を遅滞なく提出すること。定められた出店料等の支払を遅延なく納付すること。
- (7) 他の来客に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) あらかじめ当社の承認を受けた場合のほか、ポスターやチラシ等の貼付を行わないこと。
- (9) 出店を終了したときは、その出店に係る施設および設備を原状に回復すること。出店の承認を取り消されたときも同様とします。

(10) その他、当社が指示したこと。

10. その他

- (1) 出店期間中において、当社は出店者に対し、その活動の発展に寄与すると考えられる支援を行います。
- (2) 出店に必要となる許認可等の諸手続きについては、各出店者において行ってください。
- (3) 出店に関しての盗難や事故などについて全て出店者の責任とします。
- (4) 募集要項に記載のない事項については、当社が定めるものとします。
- (5) 祝祭の広場の貸し出しを行っていない時は、仮設店舗の営業のため自由に広場を活用することができます。
- (6) 出店契約期間終了後、店内に商品や備品が残っていた場合、出店者の許可なく撤去・処分いたします。

11. 申込方法

「利用申込書」に必要事項を記入のうえ、運転免許証又は保険証の写しを添えて、当社へ提出してください。

※なお、提出書類の返却は行いませんので、必要な方はあらかじめ複写をしてから提出してください。

申込先：株式会社大分まちなか倶楽部

〒870-0021 大分市府内町 2-3-24 前川ビル 1F

TEL：097-573-7377 FAX：097-573-7378

選考方法：書類・面接審査 適時実施予定

- (1) 審査は申込書類及び面接をもって行います。選考結果は、後日お知らせします。
- (2) 選考結果に関する質問や異議申し立ては一切受け付けません。
- (3) 事業内容の独自性、妥当性や応募動機等により判断します。
- (4) 申込書とご入金を確認後に確定とさせていただきます。

《お問い合わせ先》

株式会社大分まちなか倶楽部（担当者：後藤、増田）

〒870-0021 大分市府内町 2-3-24 前川ビル 1F

TEL：097-573-7377 FAX：097-573-7378（月～金曜 8:30～17:15／土日祝日を除く）

E-mail：info@machinaka.info / URL：<https://oitamachinaka.com/>

出店料振込先：大分銀行 本店営業部（店番号 001） 普通口座 7507609

口座名義 カ) オオイタマチナカクラブ